2　船舶の航行のために用いられる油は、次に掲げる油とすることとした。（第二条関係）

㈠　燃料油（鉱物油に限る。）

㈡　潤滑油

3　タンカー油濁損害賠償保障契約においてタンカー所有者の損害を塡補し、又は賠償の義務の履行を担保する者に、外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者であって、二〇〇一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二〇〇七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の規定によりこれらの条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているものを加えることとした。（第三条関係）

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正関係

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四一条の二第二号の政令で定める外国船舶から、船舶油濁等損害賠償保障法第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶（本邦の排他的経済水域にあるものに限る。）及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた外国船舶を除くこととした。（第一五条の四第三号関係）

三　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正関係

船舶油濁等損害賠償保障法第二条第八号に規定する難破物に該当する特定外国船舶及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物、危険物その他の物（我が国の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた特定外国船舶について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六章の規定の一部の適用があることとした。（第二条第五項関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇医療法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（厚生労働省）

一　医療法施行令の一部改正関係

医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師であることの認定の手続について所要の規定を設けることとした。（第一条関係）

二　医師法施行令の一部改正関係

認定を受けた旨を医籍の登録事項に追加することとした。（第二条関係）

三　医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正関係

臨床研修病院の指定の手続について、外国の病院については、申請や審査の準備が整うまでの間の経過措置として、当分の間、申請によらずに、厚生労働大臣が臨床研修病院として指定することとした。（第四条関係）

四　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

政　令

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百九十九号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、三七一人」を「一四、三八〇人」に改め、同表合計の項中「二九八、五五五人」を「二九八、五六四人」に改め、同条第二項の表宮内庁の項中「一、〇六五人」を「一、〇六一人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年一月一日から施行する。